

奈良市飲食店事業継続緊急支援金に関するよくあるお問合せ

Q1 申請はどのような方法で行いますか。

A 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び迅速な支援実行の観点から、申請はオンライン申請のみ受け付けます。申請情報については、必ず申請者自身がその内容を理解し、確認のうえ、申請してください。

Q2 インターネット環境がない場合はどうすればよいですか。

A Q1の回答のとおり、本支援金では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び迅速な支援実行を行うため、申請はオンラインのみとさせて頂いております。インターネット環境のある施設をご利用頂く等、オンラインでの申請にご協力をお願いします。

なお、どうしてもインターネット環境がない場合には、「奈良市飲食店事業継続緊急支援金事務局」までご連絡ください。この場合、手続きにお時間を頂くこととなります。また、事前連絡のない窓口や郵送等による申請は受付できません。予めご了承ください。

Q3 複数の店舗を営業しているが支援金は店舗数分もらえますか。

A 事業全体の売上が前年同期比で50%以上減少していることを要件とし、店舗の売上が前年同期比で50%以上減少している場合、店舗分の支援金を給付します。ただし、対象店舗は奈良市内店舗に限ります。

Q4 市外に本社があるが対象になりますか。

A ①事業全体の売上が前年同期比で50%以上減少しており、②売上が前年同期比で50%以上減少している店舗を奈良市内に有していれば、本社が市外であっても給付対象となります。

Q5 市内在住で店舗は市外にあるが対象になりますか。

A 売上が前年同期比で50%以上減少している店舗を奈良市内に有していることを要件としているため、給付対象となりません。

Q6 飲食店の営業許可証を有しているが給付対象とならない店舗はありますか。

A 下記のような店舗は給付対象になりません。

- ・ 飲食スペースを持たない店舗
 弁当店・宅配ピザ屋等のテイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンド等
- ・ 特定の利用者のみ利用に供する施設
 社員食堂や学生食堂、介護サービス事業所の食堂等
- ・ 飲食店営業以外の業種を主としていると認められる店舗
 ホテル・旅館、ゲストハウス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等
- ・ 他の事業に付随して食事を提供する施設であって、独立した店舗形態を持たないもの
 ホテルや旅館に付随する宴会場、ネットカフェ・マンガ喫茶等
- ・ 性風俗関連特殊営業店、自動販売機のみ営業許可を受けている店舗

Q7 売上比較はどのように計算しますか。

A 売上比較は12～2月の合計で計算します。同期間において1カ月のみ売上高が50%以上減少している場合であっても、合計で50%以上減少の要件を満たしていない場合は給付対象となりません。

Q8 算出方法における売上高とは何を指しますか。

A 確定申告書類等において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。

Q9 売上高は消費税込、消費税抜、どちらで計算しますか。

A 売上高は消費税込・消費税抜のどちらの方式で記入いただいても問題ありませんが、比較する期間において同一の方式で記入いただく必要があります。

Q10 支援金はいつ頃給付されるますか。

A 通常、オンライン申請から2週間程度で指定口座に入金する予定です。ただし、申請内容に不備等がある場合には、給付までにお時間を要する場合があります。

Q11 複数回支給することは可能ですか。

A 支援金の給付は一度に限ります。

Q12 創業したばかりで、前年売上との比較ができません。

A 令和2年1月～11月に創業した事業者においては、令和2年12月～令和3年2月の売上高の平均と、令和2年9～11月の売上高の平均を比較して、売上高が50%以上減少している場合、本支援金の給付対象となります。なお、その期間に創業したことが分かる書類（履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等）が必要となります。

Q13 創業したばかりの事業者ですが、申請フォームの売上高の入力はどうすれば良いですか。

A 申請フォームでの売上高の入力は、以下を参考にして比較するそれぞれの期間の平均売上高を入力し、備考欄に「令和●年●月創業」と入力してください。

（入力例）

令和2年12月の売上高	0円	
令和3年1月の売上高	0円	
令和3年2月の売上高	500,000円	← 令和2年12月～令和3年2月の平均売上高を入力
令和元年12月の売上高	0円	
令和2年1月の売上高	0円	
令和2年2月の売上高	1,000,000円	← 令和2年9～11月の平均売上高を入力

Q14 申請受付期間前に受付を終了することはありますか。

A 予算額に達した時点で、申請受付を締め切る場合があります。

Q15 奈良市感染拡大防止ステッカーを取得していないと対象となりませんか。

A 奈良市感染拡大防止ステッカーの取得が本支援金の給付要件となっています。ステッカーを取得していない（申請中も含む）の場合には、申請フォームにおいて「申請中」を選択してください。なお「申請中」を選択した場合は、本支援金事務局でステッカーの登録が確認でき次第、給付手続を進めさせていただきます。

Q16 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（国の一時支援金）を申請しましたが、「奈良市飲食店事業継続緊急支援金」についても申請することはできますか。

- A** 「国の一時支援金」の給付対象要件に関する説明の中で、「都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金の支給対象の飲食店は給付対象外」との記載があります。これは、「緊急事態宣言に伴い、都道府県知事が行う飲食店等に対する営業時間短縮の要請に全面的にご協力された飲食店に支給される協力金」と「一時支援金」の重複申請ができないことを指すものです。従いまして、「国の一時支援金」と「奈良市飲食店事業継続緊急支援金」との重複申請は可能となります。